

---

# 令和元年度 香川県中山間地域等直接支払制度の実績

---

令和 2 年 6 月  
香川県農村整備課

# ○制度の趣旨

高齢化等により耕作放棄地の増加が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、直接支払を実施する。

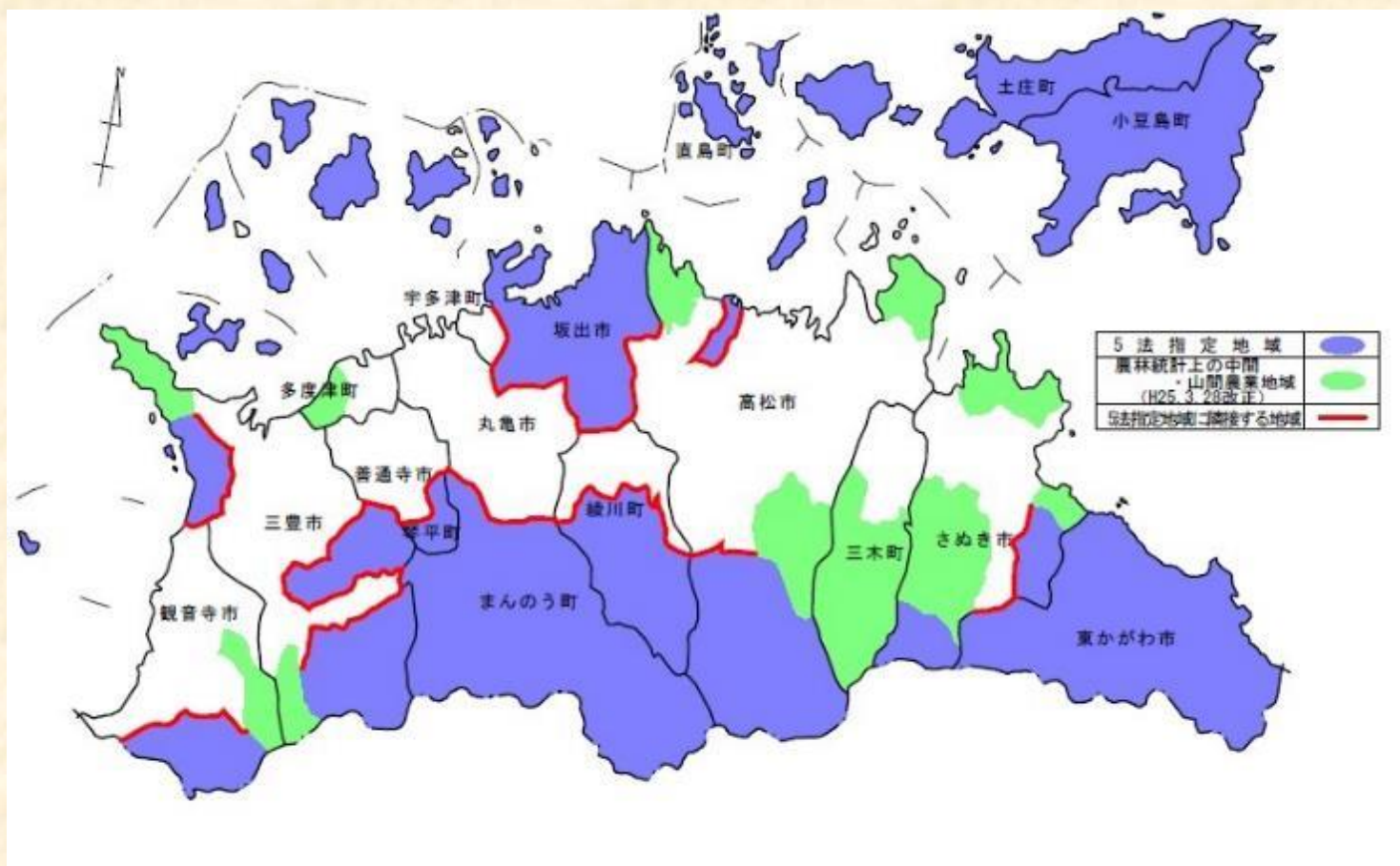


耕作放棄地



# 1 対象となる地域

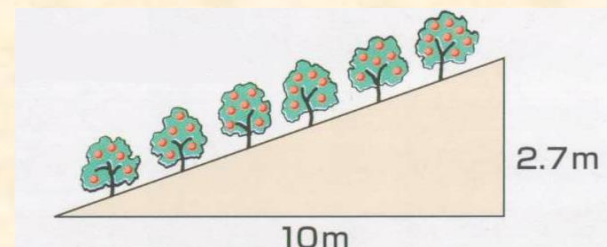
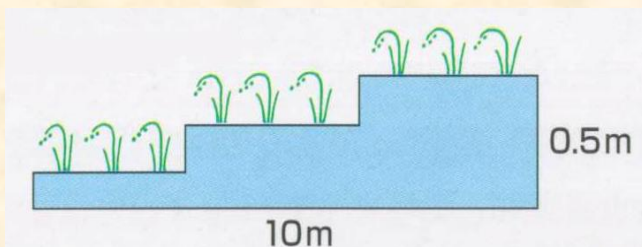
- 1) 通常地域：「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」「半島振興法」の5法指定地域
- 2) 特認地域：県知事が指定する地域（農林統計上の中山間地域、5法指定地域に地理的に接する農用地）



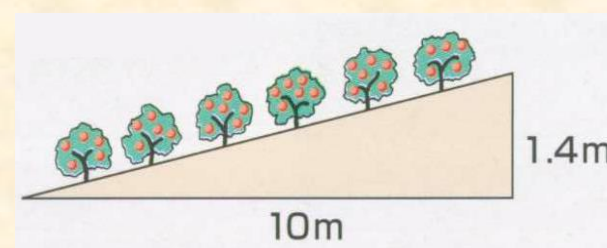
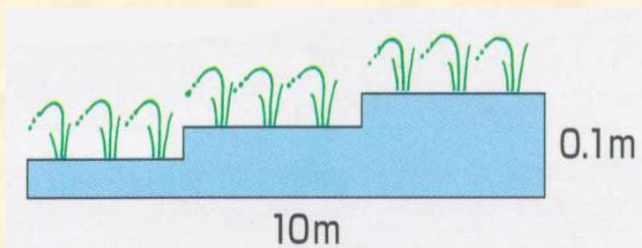
## 2 対象となる農用地

下記に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

- 1) 急傾斜農用地 (田 1/20以上、畑、草地等 15度以上)



- 2) 緩傾斜農用地 (田 1/100以上、畑、草地等 8度以上)



- 3) 自然条件により小区画・不整形な田

- 4) 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

- 5) 傾斜地と同等の条件不利地として知事が定める基準に該当する農用地

### 3 交付対象者

○集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「集落協定」を締結して、5年間以上農業生産活動等を行う農業者等

### 4 対象行為

○耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動  
(基礎単価：必須)

- ・集落マスタープラン(将来像や活動計画)の作成
- ・水路・農道等の管理活動など農業生産活動
- ・多面的機能を増進する活動

＋ 前向きな取組

○農用地保全マップの作成及び農業生産条件の強化  
又は集団サポートの取り決め (体制整備単価)

## ● 基礎単価の活動とは

### ■ 集落マスタープランの作成

### ■ 農業生産活動等

- ・ 耕作放棄の発生防止活動
- ・ 水路・農道等の管理活動

### ■ 多面的機能を増進する活動（1つ以上）

- ・ 周辺林地の下草刈り
- ・ 景観作物の作付け など



## ● 体制整備単価の活動とは

- 農用地等保全マップの作成及び実践
- 以下のA～C要件から1つ以上を選択
- A要件（次のうち2つ以上（①、⑤の一部の取組は1つ以上）を選択）
  - ①機械、農作業の共同化
  - ②高付加価値型農業の実践
  - ③農業生産条件の強化
  - ④担い手への農地集積
  - ⑤担い手への農作業の委託
- B要件（新規参入者（女性、若者、NPO法人等）を1名以上参加させ、次のうち1つ以上を選択）
  - ①新規就農者等の確保
  - ②地場産農産物等の加工
  - ③出資・消費の呼び込み
- C要件
  - 集団的かつ持続可能な体制整備
  - ※共同で支え合う農業生産活動の取り決め



## 5 交付単価

地 目	傾斜区分	10a 当たり単価 (円)	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

※ 基礎単価は、体制整備単価の8割で設定



## 5 交付単価（加算措置）

### 1) 集落連携・機能維持加算

#### 〔集落協定の広域化支援〕

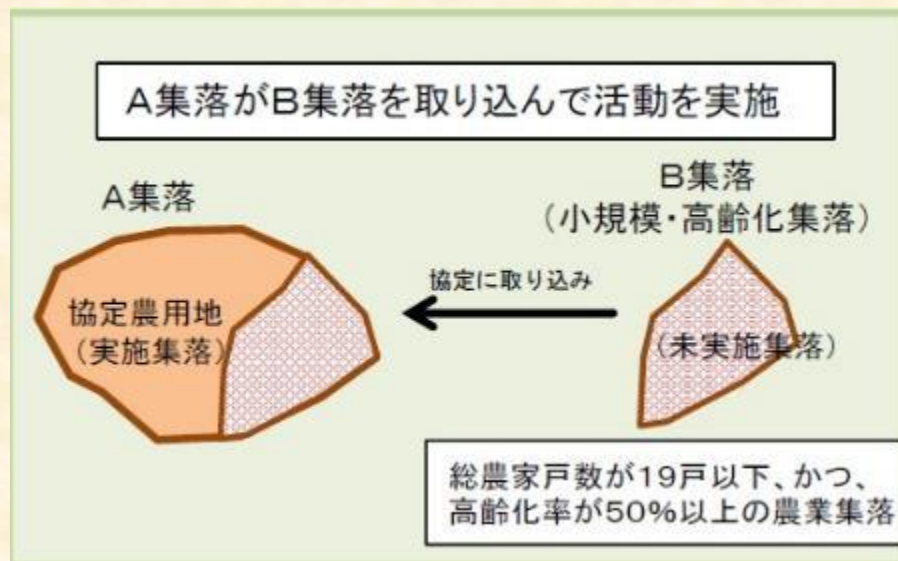
複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合に加算

加算額 (10a 当り)	3, 000円 (地目にかかわらず)
-----------------	-----------------------

#### 〔小規模・高齢化集落支援〕

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動等を行う場合、新規に取り組んだ農用地面積に加算

加算額 (10a 当り)	田	畑
	4, 500円	1, 800円



# 5 交付単価（加算措置）

## 2) 超急傾斜農地保全管理加算


超急傾斜地（田は1/10以上、畑は20度以上の傾斜）の農用地の保全、農産物の販売促進などに取り組む場合、該当農用地面積に加算

加算額 (10a 当り)	6,000円 (地目にかかわらず)
-----------------	----------------------

→ 平成29年度から、基礎単価協定でも取組可能に。


【対象活動の例(①、②からそれぞれ1つは実施)】

① 農地を保全する活動(1つだけ実施でも可)



石積み保全活動

又は




土壌流出防止

又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。


既存の活動

② 農産物の販売を促進する活動等(1つだけ実施でも可)



棚田オーナー制度

又は

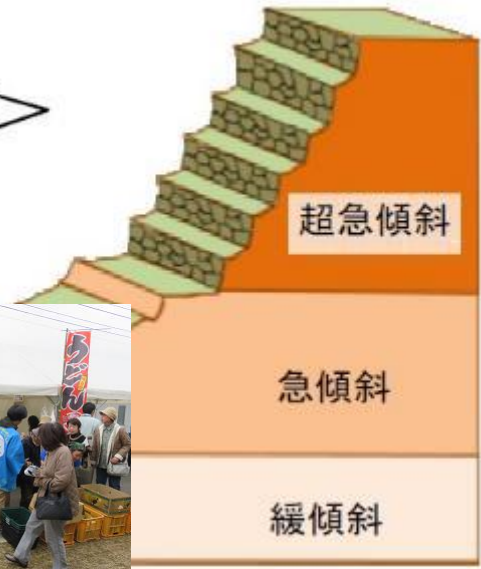


景観作り

又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。


既存の活動



超急傾斜

急傾斜

緩傾斜



# 6 基本方針の策定状況

## 県内 13 市町で基本方針策定

○対象農用地基準を満たす農用地を有する市町数：15市町

○基本方針を策定した市町数：13市町

●中山間地域等直接支払制度における各市町別対象地域及び基本方針策定状況

市町名	地域指定			基準指定			前期対策での対象に係る事項		
	対象地域にある市町	通常地域該当	特認地域該当	対象農用地基準を満たす農用地を有する市町	市町基本方針策定年度	交付開始年度	前期対策で対象農用地基準を満たす農用地を有していた市町	前期対策市町村基本方針策定年度	前期対策交付開始年度
高松市	○	○	○	○	27	27	○	22	22
丸亀市	○	○	○	○	27		○	22	22
坂出市	○	○		○	27	27	○	22	22
善通寺市	○		○	○			○		
観音寺市	○	○	○	○	27	27	○	22	22
さぬき市	○	○	○	○	27	27	○	22	22
東かがわ市	○	○		○	27	27	○	22	22
三豊市	○	○	○	○	27	27	○	22	22
土庄町	○	○		○	27	27	○	22	22
小豆島町	○	○		○	27	27	○	22	22
三木町	○		○	○	27	27	○	22	22
直島町	○	○							
宇多津町	○		○						
綾川町	○	○	○	○	27	27	○	22	22
琴平町	○	○		○			○		
多度津町	○	○	○	○	27	27	○	23	23
まんのう町	○	○		○	27	27	○	22	22
17	17	14	10	15	13	-	15	13	-

# 7 対象農用地について

制度の対象となる農用地は、3, 233ha

○第4期対策での対象農用地面積：  
3, 233ha

○地域別対象農用地面積は、

通常地域：85.0%  
特認地域：15.0%

●第4期対策：中山間地域等直接支払制度における各市町別対象農用地面積 (単位:ha)

市町名	対象農用地面積計	通常地域				特認地域			
		田		畑		田		畑	
		急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜
高松市	377.9	136.4	22.9	21.2	10.0	108.5	8.9	65.8	4.1
丸亀市	7.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.9	0.0
坂出市	50.1	24.6	3.1	21.3	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
観音寺市	66.7	13.9	20.2	9.5	5.5	15.2	0.0	2.4	0.0
さぬき市	148.3	53.4	66.3	0.8	2.8	24.6	0.0	0.4	0.0
東かがわ市	471.7	154.3	314.4	1.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三豊市	1,116.3	322.1	217.2	252.2	176.0	96.7	3.3	32.9	15.9
土庄町	24.7	15.6	1.2	3.8	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0
小豆島町	28.4	9.5	8.1	5.2	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0
三木町	68.3	0.0	0.0	0.0	0.0	68.3	0.0	0.0	0.0
綾川町	362.8	338.2	0.0	0.7	0.0	23.8	0.0	0.2	0.0
多度津町	6.6	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	1.3	0.3	0.3
まんのう町	503.5	422.7	0.0	75.4	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0
県計	3,233.2	1,490.7	653.4	391.1	212.5	341.8	13.5	109.9	20.2

# 8 交付金等について

## 1) 実施市町及び協定数 制度実施は12市町

○集落協定数：415協定

○交付単価別協定数は、

基礎単価協定：263

体制整備単価協定：  
152 (36.6%)

○個別協定数：1協定 (三豊市)

●各市町別集落協定数

市町名	集落協定数			
	集落協定数計	うち基礎単価協定	うち体制整備単価協定	体制整備単価協定率
高松市	51	45	6	11.8%
丸亀市	0	0	0	
坂出市	10	10	0	0.0%
観音寺市	8	8	0	0.0%
さぬき市	28	16	12	42.9%
東かがわ市	73	24	49	67.1%
三豊市	110	91	19	17.3%
土庄町	8	7	1	12.5%
小豆島町	5	3	2	40.0%
三木町	6	3	3	50.0%
綾川町	65	34	31	47.7%
多度津町	1	0	1	100.0%
まんのう町	50	22	28	56.0%
県計	415	263	152	36.6%

# 8 交付金等について

## 2) 集落協定参加者数

参加者数 6,418人、うち農業者 5,994人

○集落協定参加者は、  
6,418人（組織含む）  
うち農業者が5,994人  
（93.4%）

○集落協定は、多様な主体  
により構成され、農業生  
産法人や生産組織、非農  
業者も参加

●各市町別集落協定参加者数

市町名	集落協定参加者							
	協定参加者数計	農業者(人)	うち交付農用地を持たない農業者(人)	法人(農地所有適格法人等)	農業生産組織	水利組合	非農業者	その他
高松市	733	712	6	16	5	0	0	0
丸亀市	0	0	0	0	0	0	0	0
坂出市	105	101	0	4	0	0	0	0
観音寺市	116	116	0	0	0	0	0	0
さぬき市	392	347	9	0	8	12	25	0
東かがわ市	1,006	982	0	14	1	0	0	9
三豊市	1,745	1,555	40	7	183	0	0	0
土庄町	170	169	0	0	0	0	1	0
小豆島町	111	108	3	2	0	1	0	0
三木町	155	151	29	1	3	0	0	0
綾川町	786	742	101	44	0	0	0	0
多度津町	28	27	0	0	0	1	0	0
まんのう町	1,071	984	0	1	0	0	86	0
県計	6,418	5,994	188	89	200	14	112	9

# 8 交付金等について

3) 交付対象面積 2, 6 3 1 ha (うち集落協定締結面積 : 2, 6 2 8 ha)

## ○交付単価別面積

- ・基礎単価 1,422.9ha
- ・体制整備単価 1,205.4ha (45.9%)

○加算措置は、4市町が超急傾斜農地保全管理加算に取り組み 41.1ha

●各市町別交付対象面積

(単位:ha)

市町名	集落協定締結面積						
	交付対象面積計	うち基礎単価面積	うち体制整備単価面積	体制整備単価協定面積率	加算措置面積	集落協定締結面積	
						うち集落連携・機能維持加算	うち超急傾斜農地保全管理加算
高松市	283.8	200.0	83.8	29.5%	19.0	0.0	19.0
丸亀市	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0
坂出市	39.7	39.7	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0
観音寺市	51.5	51.5	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0
さぬき市	148.2	79.3	68.9	46.5%	4.7	0.0	4.7
東かがわ市	474.2	136.0	338.2	71.3%	2.7	0.0	2.7
三豊市	733.5	570.6	162.9	22.2%	0.0	0.0	0.0
土庄町	26.3	23.8	2.5	9.5%	0.0	0.0	0.0
小豆島町	24.1	10.4	13.7	56.8%	0.0	0.0	0.0
三木町	50.2	24.4	25.8	51.4%	14.7	0.0	14.7
綾川町	324.5	147.9	176.6	54.4%	0.0	0.0	0.0
多度津町	6.1	0.0	6.1	100.0%	0.0	0.0	0.0
まんのう町	466.2	139.3	326.9	70.1%	0.0	0.0	0.0
県計	2,628.3	1,422.9	1,205.4	45.9%	41.1	0.0	41.1

## 8 交付金等について

4) 交付金額 3億8,087万円 (うち集落協定3億8,079万円)

○12市町の集落協定に対し●各市町別交付金額 (単位:千円)  
3億8,079万円余を交付。

○交付単価別の  
交付金額比率は、

- ・基礎単価 47.7%
- ・体制整備単価 52.3%  
(加算措置を含む)

市町名	交付金額					
	交付金額計	うち基礎単価交付金額	うち体制整備単価交付金額	(参考)		
				加算単価交付金額	うち集落連携・機能維持加算	うち超急傾斜農地保全管理加算
高松市	43,217	29,233	13,984	1,139	0	1,139
丸亀市	0	0	0	0	0	0
坂出市	5,331	5,331	0	0	0	0
観音寺市	5,468	5,468	0	0	0	0
さぬき市	19,886	9,110	10,776	281	0	281
東かがわ市	52,700	13,982	38,718	162	0	162
三豊市	88,165	64,058	24,107	0	0	0
土庄町	3,274	2,990	284	0	0	0
小豆島町	2,517	1,369	1,148	0	0	0
三木町	10,398	4,089	6,309	885	0	885
綾川町	61,809	24,734	37,074	0	0	0
多度津町	963	0	963		0	0
まんのう町	87,066	21,206	65,861	0	0	0
県計	380,793	181,570	199,224	2,466	0	2,466



## 8 交付金等について

### 5) 地目・勾配別の協定面積

地目別では田が84%、傾斜・勾配別では急傾斜が72%

#### ○地目別の協定面積割合

- ・田が 84.3%
- ・畑が 15.7%

#### ●地目・勾配別協定締結面積

区 分	地 目 別		勾 配 等 別	
	田	畑	急傾斜	緩傾斜
交付対象面積(ha)	2,217.3	413.3	1,903.5	727.0

#### ○勾配別の協定面積割合

- ・急傾斜が 72.4%
- ・緩傾斜が 27.6%

### 6) 地目・勾配別の交付金額

地目別では田が91%、傾斜・勾配別では急傾斜が88%

#### ○地目別の交付金額割合

- ・田が 91.1%
- ・畑が 9.3%

#### ●地目・勾配別交付金額

区 分	地 目 別		勾 配 等 別	
	田	畑	急傾斜	緩傾斜
交付金額(千円)	345,702	35,166	332,668	48,199

#### ○勾配別の交付金額割合

- ・急傾斜が 87.3%
- ・緩傾斜が 12.7%

## 9 集落協定の取組状況

### 1) 交付金の使途

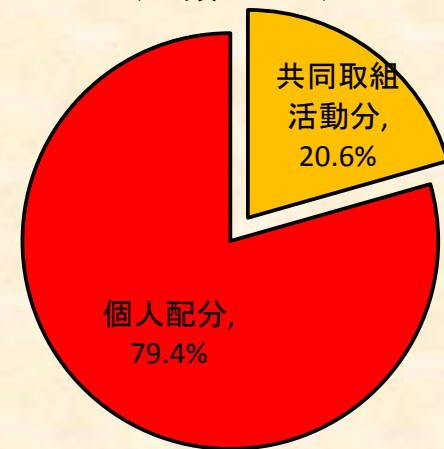
交付金の21%を共同取組活動に活用

- 交付金（3億8,079万円）のうち、
  - ・ 共同取組活動 20.6%
  - ・ 個人配分 79.4%
- 共同取組活動への配分に占める積立比率 21.8%
- 積立の使途は、
  - ・ 「道・水路・農地の整備」
  - ・ 「共同利用施設整備」 など

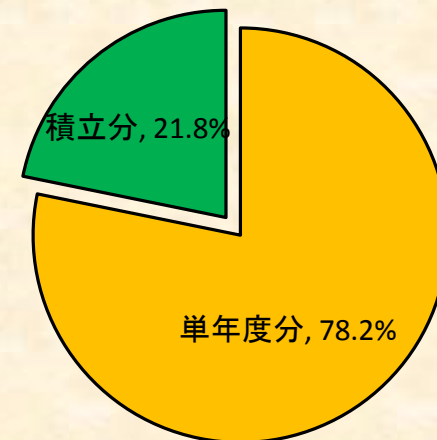
#### 〔参考〕

- 1 協定あたりの参加者数 15.5人
  - 1 協定あたりの交付面積 6.3ha
  - 1 協定あたりの交付金額 91.8万円
- 参加者1人あたり交付金額 5.9万円

R元年度交付金の配分  
(金額ベース)



R元年度交付金の使用時期  
(共同取組活動分、金額)



# 9 集落協定の取組状況

## ○協定による交付金の使途

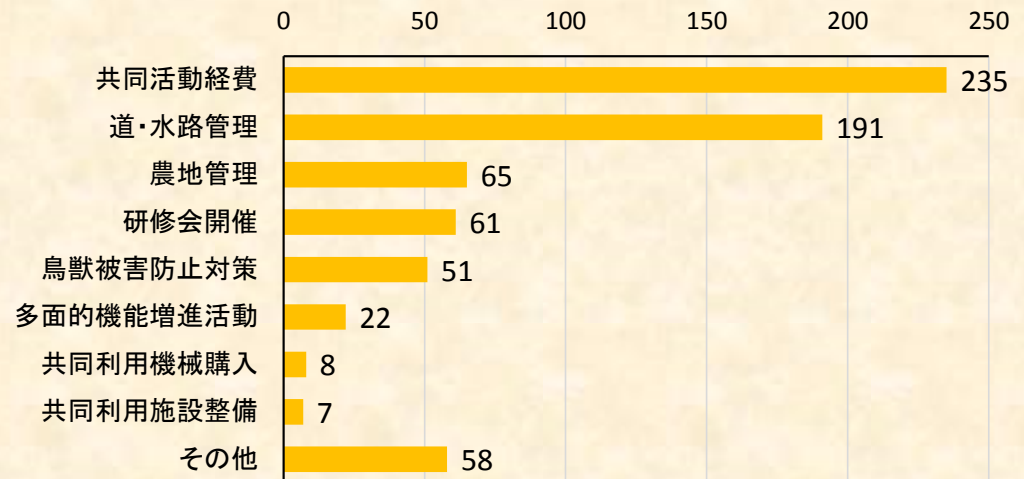
- 共同活動経費 235  
(共同取組活動協定(304)の77.3%)
- 道・水路管理 191 (同62.8%)
- 農地管理 65 (同21.4%)
- 研修会開催 61 (同20.1%) の順

## ○積立の使途

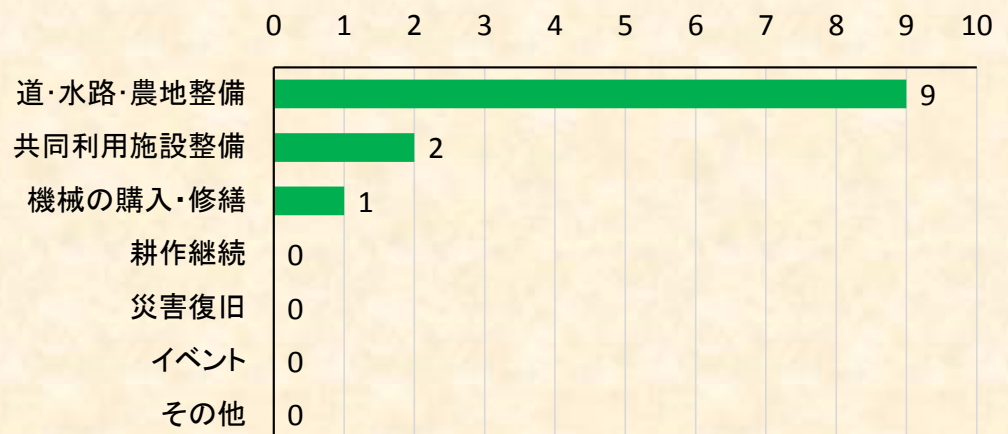
- 「道・水路・農地の整備」
- 「共同利用施設整備」など



協定に位置づけられている交付金の使途  
(単年度分、集落数)



協定に位置づけられている交付金の使途  
(積立分、集落数)



# 9 集落協定の取組状況

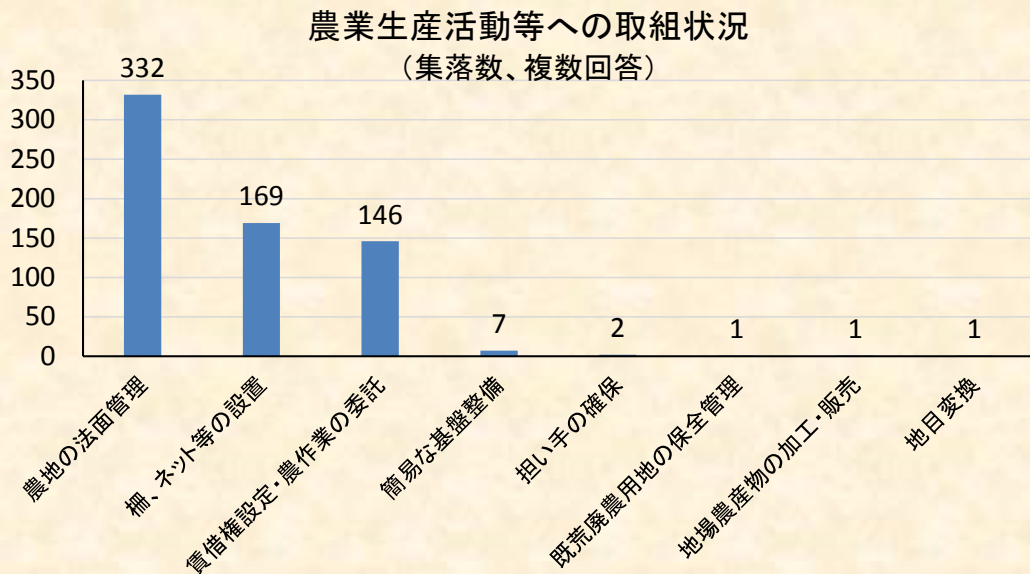
## 2) 農業生産活動等の実施

協定の80%が「農地の法面管理(点検)」に取り組む

### ○耕作放棄の防止等の活動への取組

- ・「農地の法面管理(点検)」 332 (全協定の80.0%)
- ・「柵・ネット等の設置」 169(40.7%)
- ・「賃借権設定・農作業の委託」 146(35.2%)

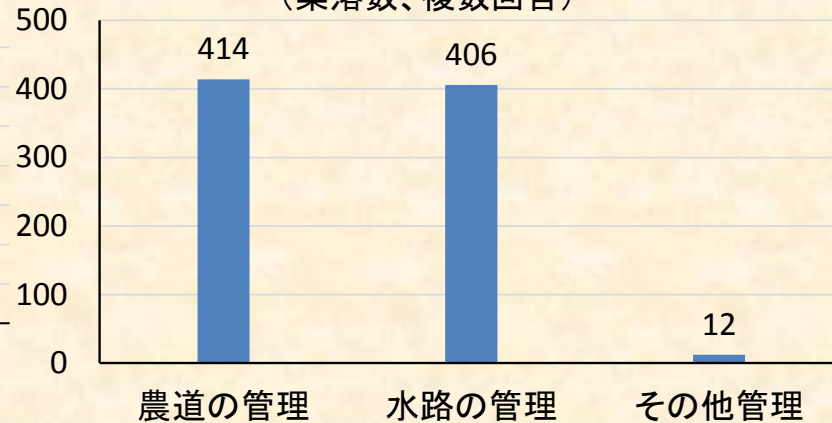
の順



### ○ほぼ全ての集落が、

「農道の管理」  
「水路の管理」に取り組み

農業生産活動等への取組状況  
(水路・農道等の管理)  
(集落数、複数回答)



## 9 集落協定の取組状況

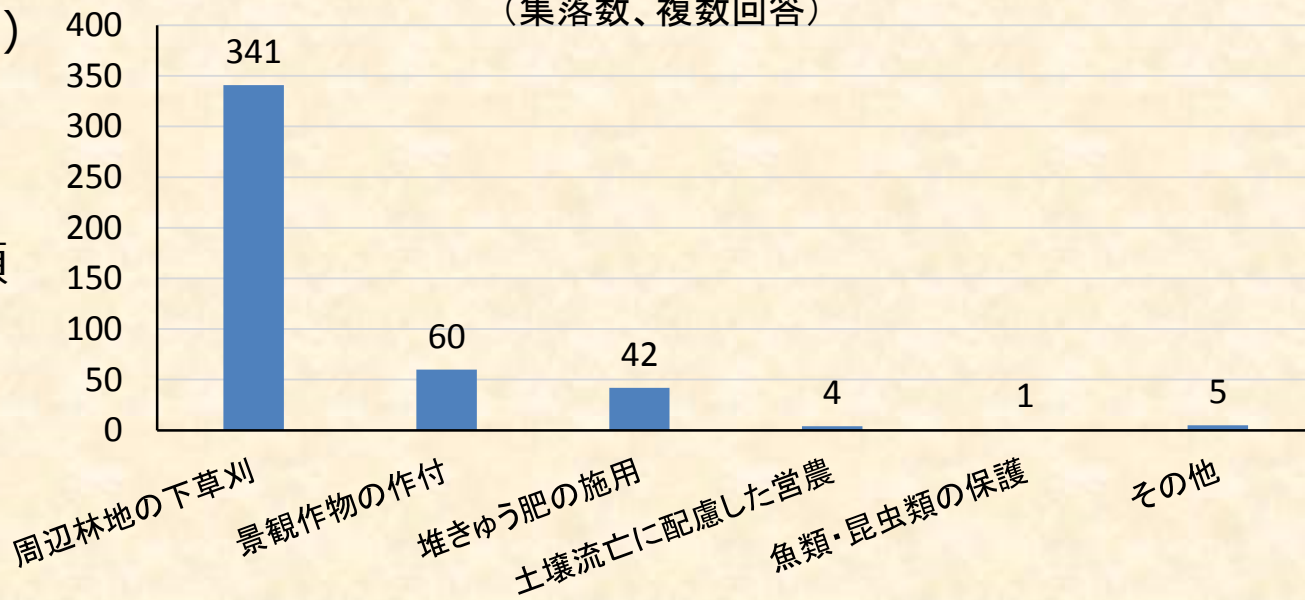
### 3) 多面的機能を増進する活動への取り組み 82%の協定が「周辺林地の下草刈」に取り組む

#### ○多面的機能を増進する活動

- ・「周辺林地の下草刈」  
341(全協定の82.2%)
  - ・「景観作物の作付」  
60(14.5%)
  - ・堆きゆう肥の施用  
42(10.1%)
- の順



多面的機能を増進する活動への取組状況  
(集落数、複数回答)



# 9 集落協定の取組状況

## 4) 集落マスタープランの内容

87%の協定が、「集積対象者を核とした農業生産活動の体制整備」を将来像として策定

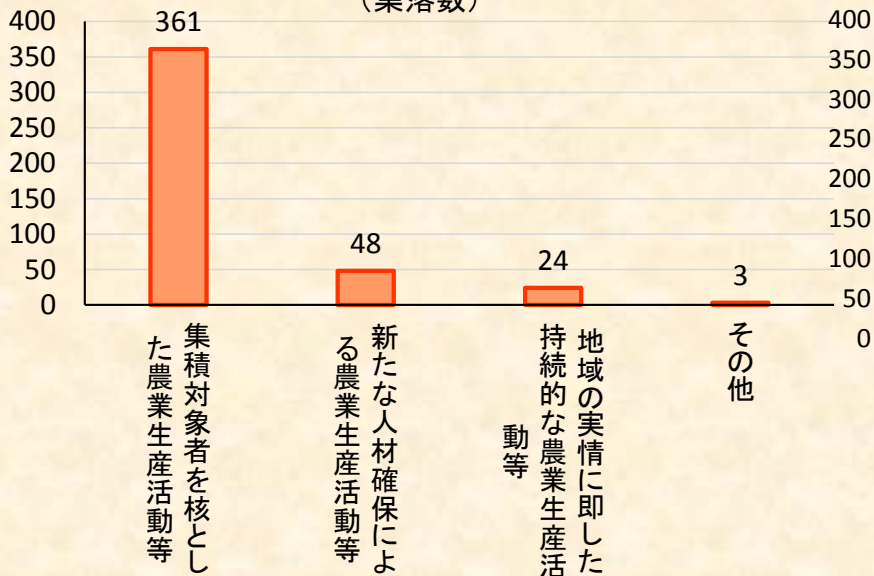
○集落の目指すべき将来像は

- ・「集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備」が361(全協定の87.0%)で最多

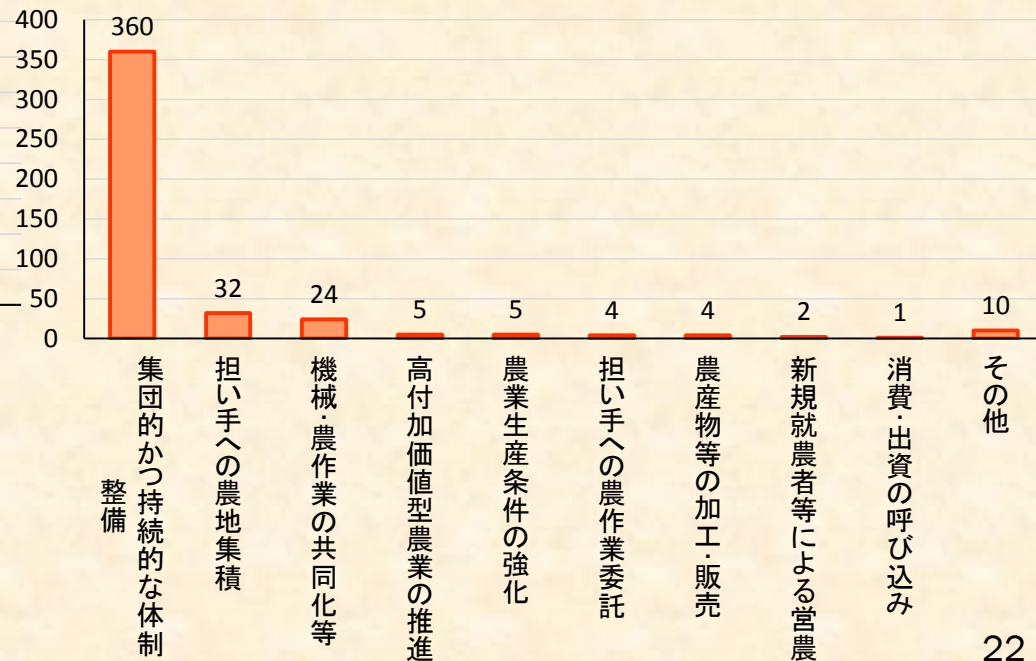
○将来像を実現するための活動方策は

- ・「集団的かつ持続的な体制整備」が360(86.7%)で最多

目指すべき将来の体制整備像  
(集落数)



将来像を実現するための活動方策  
(集落数、複数回答)



## 9 集落協定の取組状況

### 5) 体制整備単価の取り組み（152協定）

～農用地等保全マップ（目標）の内容～

約半数が「農地法面、水路・農道等補修・改良」に取り組む

#### ○農用地等保全マップの目標設定

- ・「法面、水路、農道等補修・改良」

81(53.3%)

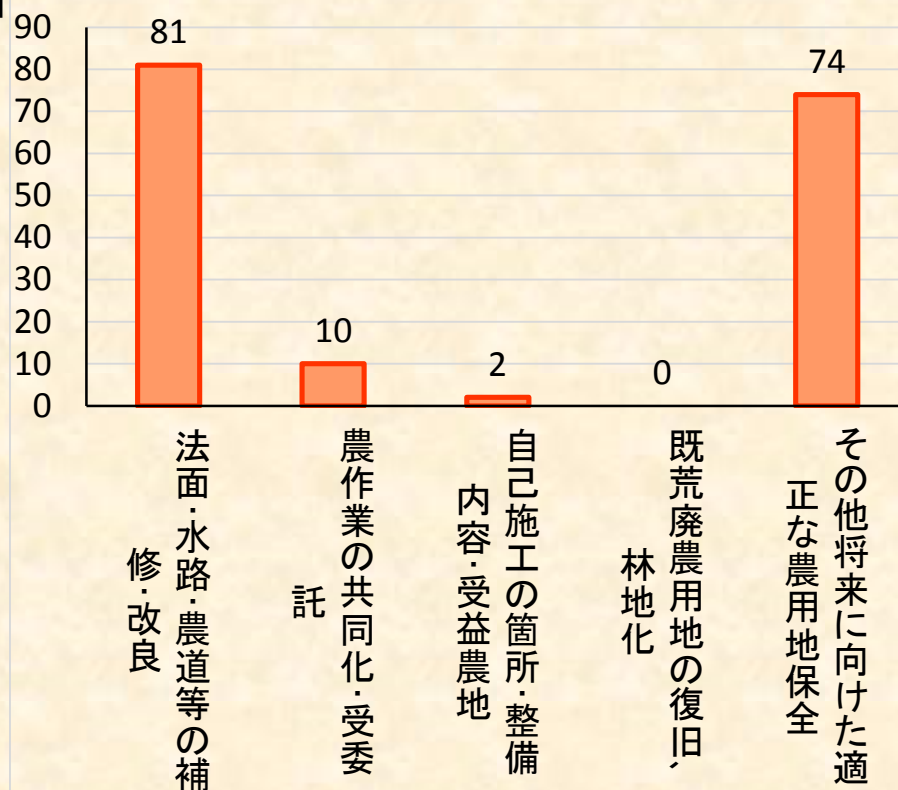
- ・「農作業共同化・受委託」

10( 6.6%)

の順



【体制整備】農用地等保全マップの内容  
(集落数)

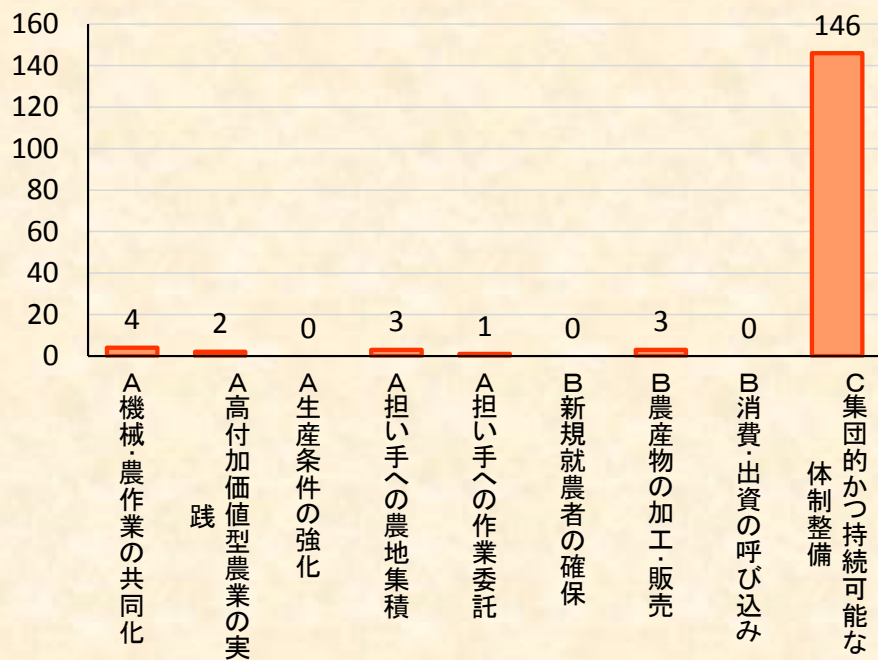


# 9 集落協定の取組状況

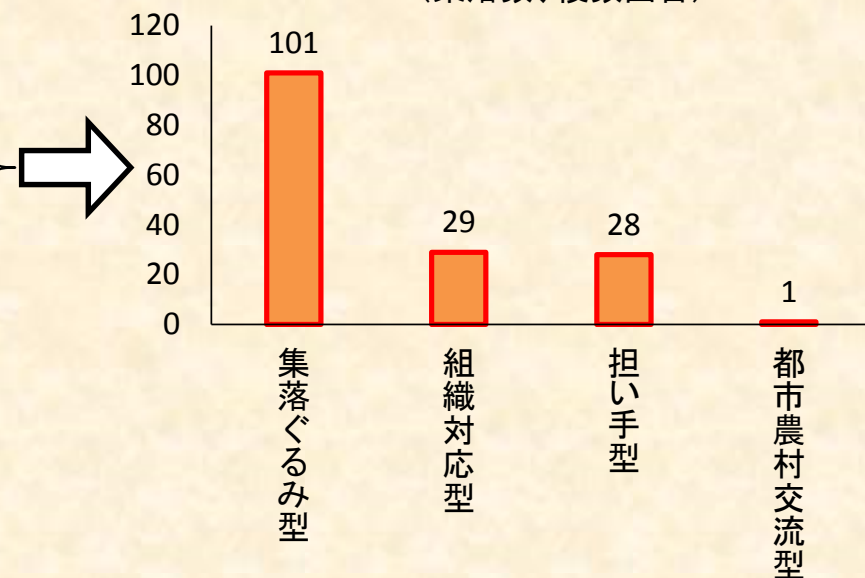
5) 体制整備単価の取り組み (152協定)  
～具体的な取り組みの内容 (交付要件)～  
ほとんどが、C要件に取り組む

○最も多い取り組み要件は、  
C要件の「集団的かつ持続可能な体制整備」で144 (94.7%)

【体制整備】交付要件の取組内容  
(集落数)



【体制整備】交付要件Cの体制支援  
(集落数、複数回答)





# 10 参考

